

昭和初期横浜市の

指定名木

巨木・老木など名だたる樹木は、しばしば神木などとして保存されてきたが、一九一九（大正八）年史蹟名勝天然記念物保存法によって「記念物」として保存する対象となった。史蹟名勝天然記念物保存要目には、保存すべき植物の一項目として「社叢、著シキ並木、名木、巨樹、老樹」を挙げている（一九二〇年制定）。県市においても、それぞれに保存の方策がとられていく。横浜市では、「其儘置けば昔ながらの名木も珍木も枯れもしやう、朽ちもしやう（略）」、これを憂いそれを惜しんで郷土愛に燃ゆる人達（栗原清一九二八）により、大正前期から保存の動きが起こっている（『横浜市史稿』地理編、第九章）。一六（大正五）年「名勝史蹟其他保存ニ関スル臨時委員組織及職務権限」により委員会が設置され、前年に保護が決まった英国領事館内の玉楠など六木を名木に指定した。この名木と指定されなかつた四木を合わせて、前出の栗原清一は「十名木」と記している。

指定された六木のうち、本牧町原の「抱合松」は一九二二（大正一〇）年に暴風のために倒木し、「ペルリ上陸地点の玉楠」



写真1 西根岸町宝積寺の榎 絵葉書
（各課1628所収）

は関東大震災においてほとんど焼失した。堀ノ内町宝生寺の「千年松」は、震災後の土砂崩落等により二六年に枯死に瀕し、同寺の通報により横浜市土木局技師が調査したが「快復ノ見込無之トノ事」により指定が解除された（各課一六二八）。他方で二五年度には、新規に弘明寺町の玉楠が指定され、昭和初期には、名木は四木となった（市史稿）。なお「ペルリ上陸地点の玉楠」は、二四年に「其ノ根幹ヨリ余蘖発生シタルニ依リ」（『横浜市事務報告書』大正一三年）柵を造り、二七年には枯れた幹枝を伐採するなどして（『史蹟名勝天然記念物関係』、各課一六二八）、「我国開港談判所遺跡タル記念ノ天然物トシテ」（同昭和四年）、名木とは別枠で保護されている。

一九二七年市域拡張と新指定

二七（昭和二）年、横浜市は久良岐郡・橋樹郡・都筑郡の二町七村を合併した。新たに市域となった地域においても、名木調査が、それぞれ行われて

いった。同年には、各出張所を通じて調査を行い一三件が挙げられている。翌二八年には神奈川県からの「老樹名木名所旧跡奇岩」の照会に対し同様に調査し、鶴見区一〇・神奈川区三一・中区八・磯子区一六・保土ヶ谷区一を挙げている（各課一六二八）。

表1 横浜市指定名木一覧(1929年)

| | 樹種 | 俗称 | 胸高周囲 (尺) | 高さ (尺) | 樹齡 (年) | 所在 |
|---------|-----|---------|----------|--------|--------|--------------------|
| 従来指定 | 玉楠 | — | 20.0 | 15 | 1,000 | 中区根岸町加曾 |
| | 玉楠 | — | 12.0 | 30 | 400 | 中区弘明寺町字山下 |
| | 高野榎 | — | 9.2 | 66 | 400 | 神奈川区青木町三ツ沢 豊顕寺 |
| | 榎 | — | 10.0 | 50 | 800 | 磯子区西根岸町 宝積寺 |
| 昭和4年度指定 | 榎 | 片身榎 | 8.5 | 35 | 500 | 中区笹下町 成就坊 |
| | 梅 | 照水梅 | 3.5/2.5 | 20 | 300 | 磯子区杉田町 妙法寺 |
| | 杉 | 剃竿樹 | 16.0 | 58 | 1,000 | 磯子区杉田町 東漸寺 |
| | 黒松 | 彌勒松 | 14.0 | 100 | 450 | 神奈川区鳥山町五反町 三会寺 |
| | 黒松 | 駒止メ松 | 15.0 | 60 | 500 | 神奈川区小机町宮原 村社住吉神社参道 |
| | 黒松 | 視松/傘松 | 12.0 | 50 | 400 | 神奈川区羽沢町字大道 |
| | 黒松 | 乞食松/地藏松 | 7.5 | 50 | 200 | 神奈川区鳥山町字向判下 |
| | 榎 | — | 23.0 | 18 | 500 | 保土ヶ谷区保土ヶ谷町 樹源寺 |
| | 楠 | — | 13.5 | 60 | 700 | 鶴見区鶴見町 東福寺 |
| | 榎 | — | 12.0 | 50 | 400 | 鶴見区鶴見町豊岡 村社鶴見神社 |

出典：1929年11月26日「横浜市告示第213号」（『横浜市報』第151号、1929年11月26日）。注：高さ、樹齡は約。

二七（昭和二）年、横浜市は久良岐郡・橋樹郡・都筑郡の二町七村を合併した。新たに市域となった地域においても、名木調査が、それぞれ行われていた。同年には、各出張所を通じて調査を行い一三件が挙げられている。翌二八年には神奈川県からの「老樹名木名所旧跡奇岩」の照会に対し同様に調査し、鶴見区一〇・神奈川区三一・中区八・磯子区一六・保土ヶ谷区一を挙げている（各課一六二八）。

一月には、新たに一〇木が名木に指定されている（表1）。各名木の由来は、前出の『横浜市政史稿』地理編に詳しい。これらは「何レモ標札、施肥外柵其他ノ手入ヲナセリ」とあるように、標札を立て、柵などで保護し、肥料を与えるなどの管理をしている（各課一六二八・事務報告書二九年、以下、主に各年の事務報告書による）。また、「ペルリ上陸地点の玉楠」については、先述のように名木とは別に保護措置が採られており、例えば三〇（昭和五）年六月には、英国領事館本建築のために数間離れたところに移植を行った。

ところで、三二（昭和七）年一月一四・一五日には、県内各地が台風により大きな被害となっている。名木で

も、弘明寺町の玉楠が「樹幹割裂」したため、「根本ヨリ一丈余ノ処ヨリ伐採シ木株ノミ」となった。また、後に横浜市に合併する鎌倉郡大正村の東海道松並木が二〇本以上も倒木し、川上村でも松並木が倒木している（横買一月一六・一七日）。

三三（昭和八）年度には、鶴見神社の榎が「夏時早魃ノ為樹葉変色シ樹勢頗ル衰」えたために「蓆巻給水等」を施し、翌年も早魃対策を行い、また三ツ沢豊顕寺の高野榎では「樹枝ノ剪除、



写真2 妙法寺の照水梅 絵葉書
(各課1628所収)

外柵ノ新設」を行っている。

三四(昭和九)年度には、杉田町「利竿樹」の「樹梢部分枯死」してきたために施肥をしたが、翌年度には「樹梢枯死ヲ来シ著シク老衰」しているので、施肥と土盛、柵を作って「保護ニ力メ」ている。また、同三五年度、杉田町妙法寺の「照水梅」(写真2)の若木が枯死したので植え替え、老木には施肥土盛し、柵を設置している。

一九三六(昭和一一)年には、先に台風の被害により伐採した弘明寺町の玉楠の名木指定を解除している。翌年度には、先述の杉田町「利竿樹」杉が枯死している。

横浜史料調査委員会と名木

横浜史料調査委員会は、一九三四(昭和九)年二月、「史蹟、名勝、史料其ノ他ニ関スル調査」をするために設置

された(「規程」、『横浜市例規類集』)。

初期は、「史蹟標」設置に関わる史蹟調査が主であったが、調査地や周辺の樹木についても言及している。同一一月の第八回委員会では、生麦事件旧蹟などを調査しているが、その中で「境木地藏堂境内大樺ハ武相国境ノ境木デアリ又相当大木」、「同境内大黃楊ハ稀ニ見ル大木」、「隣若林氏邸前道路向ヒニアル山茶花モ市内大一ノモノ」として、それぞれ名木とする価値があるとされている(「例会記録」、各課一九一)。

三八年の例会では、金沢谷津の浅間社の樹叢や宝生寺裏山の保護や新たな名木指定が提案されている。また、名木の垣の修理なども報告されている。なお、横浜史料調査委員会は、四三年三月に市民博物館評議員会が設置されたために廃止された。

豊頭寺「高野槇」の天然記念物指定

豊頭寺の高野槇は、一八六〇(万延元)・六一年に来日したロバート・フオーチュンが、著書『江戸と北京』において言及し、スケッチを掲載していること知られていた。

一九三七(昭和一二)年三月、文部省囑託・植物学者の三好学により調査が行われている(文部省編『天然記念物調査報告 植物之部』第一八輯)。この中で「樹形の整正にして優美なる点に於ては此樹種中比類稀なるものと云ふべし」として、「名木として保存すべきものに属す」としている。

翌年三月、県より天然記念物指定の見込みなので関係書類を提出するよう



写真3 豊頭寺の高野槇 1938年か
(各課188所収)

八幡社の大銀杏、金沢洲崎町龍華寺の「龍燈松」(黒松)、六浦町瀬戸神社の槇・榎・柏槇、上行寺の榎、永谷町天神社の杉が挙げられ、大銀杏・「龍燈松」・瀬戸神社の槇以外が、名木に指定された(各課一六二九)。

また「ペルリ上陸地点の玉楠」も一覽に掲載された。

にとの文書が届いている(「史蹟名勝天然記念物関係」、各課一八八)。市では「指定申請」として、この高野槇と枝下として半径二九尺・七三坪四合について、調査・図面・写真(写真3)・承諾書を添えて四月に提出している。同年一〇月には、指定を見越して標示札を建設する手筈を整えている。そして、一月一四日に「文部省告示第三六〇号」によって指定が告示、「官報」に掲載された。

四〇(昭和一五)年二月には、外柵の朽廃が著しく立ち入りが出来るために、「樹根或ハ枝条ヲ損傷サル、懼アル」として改修工事が行われている。

戸塚・港北方面の合併と名木

横浜市は、三九(昭和一四)年、鎌倉郡・都筑郡の町村を合併した。

同年六月には、戸塚区の史蹟等の調査が行われた(各課三四九)。調査先のうち樹木は、三七(昭和一二)年に天然記念物に指定された「戸塚ノ一本松」(写真4)や戸塚町八幡神社の「扇松」などであった。

「戸塚ノ一本松」は、先の豊頭寺の「高野槇」と同様に三七年三月に三好学が調査しており、「本樹は旧東海道並木の一にして、高く土坡に立てる為傷害を蒙むることなく、枝は十分に伸び、樹形の美なるにより今日に保存せられたり」と記し、一月二一日「文部省告示第四三二二号」により天然記念物に指定された。指定は、川上村大字



写真4 戸塚の一本松 1942年
(各課347所収)

ので伐採したいとの願いにより、翌月に指定が取り消されているが（各課一六二九）、これ以前の告示に既に掲載されなかった。

この四一年の告示により二四木が名木となった。なお、従来は一項目であった鶴見神社の櫨は、この告示では三木となっている。三年「天然記念物（名木）

柏尾字台一七五番と地先道路敷二畝二八歩九勺・並木敷一畝一八歩四合三勺、一七七番地先の並木敷一畝五歩六合四勺であった。

一九四〇（昭和一五）年九月の委員会に提出されたと思われる「聖蹟史蹟名勝名木指定考査」には、先の「一本松」や「扇松」の他、川和町八幡社の杉や荏田町真福寺の紅葉など計七件が掲載され、指定の候補となった。

四一年四月一七日、新たな史蹟・名勝等が「横浜市告示第六七号」により告示された。名木では、「戸塚の一本松」、川和町八幡社の杉（三件）、師岡町熊野神社の櫨、吉田町八幡大神の椎が指定された。合わせて『横浜市報』には「従来指定されたもの」も掲載されたが、宝積寺の榎、三会寺の「彌勒松」、鳥山町の「乞食松」、富岡町の「榎戸の大松」が掲載されず指定が解除されている。このうち、宝積寺の榎（写真1）は、同年九月に同寺から榎が「枯レ、附近通行ニモ危険」である

調査」（各課一八八）には手書きで「三本」と書き込まれているので、以前から名木は三木と認識されていたようである。

昭和一〇年代の「名木保存費」

名木の保護費は、最初は各管理者に「名木保護手当」として定額が支給されていた。一九二二年度～二五年度には一二円宛が支給されている（各課一六二八）。この定額支給は、二九年度頃まで続いていたようである。その後、三三年度からは「名木保存費」となる。これらは「名所旧蹟保存費」に含まれ、後に県の「名所旧蹟保存費補助」が入った年度もあった（四〇～四二年度）。一九三七（昭和一二）年度では、鶴見神社の櫨の保護手入八九円、東福寺玉楠の垣修理一七円、樹源寺櫨の垣新一一円九〇銭、羽沢町「硯松」の垣修理八円一〇銭の計一二六円であった。名木は、巨木老木であるために、戸垣・支柱や施肥だけでなく、後出の「戸

塚の一本松」のように樹木本体への措置も行っている。一例として、二六（昭和一一）年の三会寺「彌勒松」の場合を見てみると、「三会寺境内彌勒松保護手入作業」として「腐朽部外科療法ヲ施シ樹幹ノ腐蝕ヲ防止」する措置が行われている。具体的には、腐朽部分の内部を出来るだけ取り除き、空洞面に石灰硫黄合剤を灌注し、防湿用精製タールを塗布、空洞にはコンクリートを充填し、樹皮色のモルタルを塗布する七六円弱の計画であった（各課一六二八）。しかし、先述のように、四一年告示には「彌勒松」は掲載されて居らず、保護措置は実らなかったようである。

太平洋戦争中の名木

一九四三（昭和一八）年、神奈川県は、国指定・認定以外のものを保存顕彰するために「神奈川県史蹟名勝天然記念物等保存顕彰規程」を制定した。横浜市は県の照会に対し一〇件を回答しているが、樹木では「川和大杉」を挙げている（昭和十八年 史料調査関係）、各課三四八）。

前年の四二年七月には、国の天然記念物「戸塚の一本松」に落雷、樹皮が剥がれる等の被害となった。一月にはタール塗布などが行われたが、翌年三月には「其後樹勢衰へ放置セバ枯死ノ虞レ有之」として、「枯枝ヲ切り除キ幹枝共全面ニ藁縄ヲ巻キ粘土ヲ塗布シ病虫害ノ害ヲ防除スル」保護工事の許

可を申請し、四月に認可となっている。しかし、四四年一月には「種々保護ノ方途ヲ講シ候モ遂ニ本年九月ニ至リ全ク枯死」したとして、指定解除申請を国に提出した。四五（昭和二〇）年一〇月には、川上農業会が倉庫建築のために枯損木の払い下げ申請を行い、代金三〇〇円で払い下げられて伐採された。しかし、翌年七月、県から「無断伐採した旨聞き及び」報告を求められている。これに対し、戸塚区では「時偶々戦時中の為か未解決の俣保留中でありました処」、「主管課にて紀念物解除済と誤認して許可」した旨を回答した（昭和二十一年起 史蹟名勝天然記念物）、各課一五八七）。この「戸塚の一本松」の指定解除は、四八年一月「文部省告示第一号」まで遅れている。

同じく国指定の豊顕寺高野榎は、四五年五月二九日の大空襲によって焼けて、伐採されたようである（『神奈川県誌』）。しかし、四九年三月の一覧には、未だに掲載されている（文部省史蹟名勝天然記念物一覧一九四九年）。

【参考文献】

『港町百花繚乱』（横浜開港資料館）二〇〇八年、「横浜市史稿」地理編（横浜市役所）一九三二年、「区制施行五〇周年記念 神奈川県誌」一九七七年、栗原清一「横浜の史蹟と名勝」（横浜郷土史研究会）一九二八年、松本洋幸「一九三〇年代の横浜市政と史蹟名勝保存」（大西比呂志他編著『大東京空間の政治史』日本経済評論社、二〇〇二年）。各課は、資料室所蔵「横浜市各課文書」、『横浜貿易新報』は横質と略す。